

令和7年2月10日
学校健康推進課

区立小・中学校の給食費の改定について

1. 主旨

区立小・中学校の給食費は、「世田谷区学校給食費に関する規則」により、その単価を定めているが、平成28年4月に改定を行って以来、据え置かれている。

この間、大きく物価が上昇しており、不足する食材費への対応として、令和4年6月からは、保護者の負担軽減のため給食費を値上げすることなく、規則上の給食費単価の10%相当分を上乗せする食材費増額分の支援を行った。また、令和5年度の給食費無償化以降も、物価高騰に対応して、令和5年12月からは15%相当分、令和6年4月からは18%相当分の食材費を上乗せする臨時的措置を講じてきた。

こうした経緯から、規則上の給食費単価が物価高騰を踏まえた実態と大きく異なっていること、さらには、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するため、令和7年4月より、規則における給食費の改定を行う。

物価高騰に伴うこれまでの食材費増額の対応（いずれも保護者負担は無し）

対象	規則上の 給食費単価	単価の 10%増額 (R4.6~)	単価の 15%増額 (R5.12~)	単価の 18%増額 (R6.4~)
小学校(低学年)	244円	269円	281円	288円
小学校(中学年)	272円	300円	313円	321円
小学校(高学年)	294円	324円	339円	347円
中学校(自校方式)	337円	371円	388円	398円
中学校(調理場方式)	313円	345円	360円	370円

2. 給食費の比較

区では、令和4年6月以降の食材費増額の検討の際に、国の学校給食摂取基準に基づき作成した令和3年度の1年間の献立をもとに、検討時点における食材費価格で献立を実施した場合にかかる1食あたりの単価を算出し、規則上の給食費単価との比較を行ってきた。

令和6年12月時点の食材費価格で、同じ献立を実施した場合にかかる1食あたりの単価を算出した結果は、下記の表のとおり。

対象	規則上の 給食費単価	令和6年12月時点 1食あたりの単価	価格差	上昇率
小学校(中学年)	272円	348.09円	76.09円	28.0%

(小学校の平均値として中学年の単価272円をモデルに算出)

規則上の給食費単価と比較すると、価格差は76.09円、上昇率は28.0%となるため、規則上の給食費単価の28%相当分を上乗せする食材費増額を実施する必要がある。

3. 改定額

前記により、規則上の給食費単価の28%増額した金額を、令和7年4月からの給食費の改定額とする。

改定前と改定後の給食費単価の比較

対象	規則上の 給食費単価	改定後の 給食費単価	差額
小学校(低学年)	244 円	313 円	+69 円
小学校(中学年)	272 円	349 円	+77 円
小学校(高学年)	294 円	377 円	+83 円
中学校(自校方式)	337 円	432 円	+95 円
中学校(調理場方式)	313 円	401 円	+88 円

4. 改定時期

令和7年4月

5. 今後のスケジュール

令和7年2月中旬～ 学校等周知

4月 規則における給食費の改定